

令和3年11月25日

令和3年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第57号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度宮代町一般会計補正予算(専決第2号))	1
議案第58号	宮代町教育支援センター設置及び管理条例について	3
議案第59号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	5
議案第60号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第61号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第62号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第63号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第64号	宮代町課設置条例の一部を改正する条例について	15
議案第65号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第66号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第67号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第68号	宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第69号	指定管理者の指定について	26
議案第70号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	27
議案第71号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	28
議案第72号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	29
議案第73号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	30

議案番号	件名	頁
議案第74号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	31
議案第75号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	32
議案第76号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	33
議案第77号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	34
議案第78号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	35
議案第79号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	36
議案第80号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	37
議案第81号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	38
議案第82号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	39
議案第83号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	40
議案第84号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	41
議案第85号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	42
議案第86号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	43
議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	44
議案第88号	令和3年度宮代町一般会計補正予算（第6号）	45
議案第89号	令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	46
議案第90号	令和3年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	47

議案番号	件名	頁
議案第91号	令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	48
議案第92号	令和3年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	49
議案第93号	令和3年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	50

議案第57号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度宮代町一般会計補正予算（専決第2号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

新型コロナウイルスワクチン3回目接種に要する経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和3年度宮代町一般会計予算に2億2,741万1,000円を追加し、総額を114億7,515万2,000円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度宮代町一般会計補正予算（専決第2号）（別冊）

令和3年10月28日

宮代町長 新 井 康 之

議案第58号

宮代町教育支援センター設置及び管理条例について

宮代町教育支援センター設置及び管理条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

教育相談及び不登校等児童生徒の支援を行うため、宮代町教育支援センター設置及び管理条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町教育支援センター設置及び管理条例

(目的及び設置)

第1条 不登校等児童生徒及びその保護者等に対し、教育相談、生活指導、学習指導等を包括的に実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、宮代町教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮代町教育支援センター	宮代町中央三丁目6番11号

(業務)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒、保護者等の教育相談に関すること。
- (2) 不登校等児童生徒の生活指導及び学習指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 支援センターは、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

(開所日等)

第6条 支援センターの開所日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 教育委員会は、前項に規定する日のほか、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、臨時に、休所し、又は開所することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、支援センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 59 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整理をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(宮代町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 宮代町個人情報保護条例（平成11年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10項」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づき、町職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」」を「「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」」に、「「100分の72.5」」を「「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」」に改める。

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」」を「「100分の120」」に、「「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」」を「「100分の67.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第61号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第62号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第63号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第64号

宮代町課設置条例の一部を改正する条例について

宮代町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

し尿及び浄化槽汚泥処理に係る事務が令和6年度に久喜宮代衛生組合から宮代町に移管されることに伴い新たな課を設置するため、宮代町課設置条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例について
 宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。
 第1条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、
 第5号の次に次の1号を加える。

（6）環境資源課

第2条の表企画財政課の項を次のように改める。

企画財政課	1 町の総合計画及び総合調整に関する事項 2 町政運営の企画に関する事項 3 行政改革に関する事項 4 市民参加に関する事項 5 情報化に関する事項 6 統計に関する事項 7 財政に関する事項 8 財産の管理に関する事項 9 用地の取得に関する事項
-------	--

第2条の表中

町民生活課	1 環境衛生に関する事項 2 交通安全に関する事項 3 防災に関する事項 4 防犯に関する事項 5 生涯学習推進に関する事項 6 市民参加に関する事項 7 コミュニティに関する事項
-------	--

」を

町民生活課	1 交通安全に関する事項 2 防災に関する事項 3 防犯に関する事項 4 生涯学習推進に関する事項 5 コミュニティに関する事項
環境資源課	1 環境保全に関する事項 2 環境衛生に関する事項 3 廃棄物の処理及び清掃に関する事項

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(宮代町廃棄物処理検討委員会条例の一部改正)

2 宮代町廃棄物処理検討委員会条例（平成27年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「町民生活課」を「環境資源課」に改める。

議案第65号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員の休暇制度の見直しに準じ、町職員の休暇制度の変更を行うため、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

第14条第2項第6号中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同項第21号ウ中「イ及びロ」を「ア及びイ」に改め、同号を同項第22号とし、同項第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号中「第15条」を「次条」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

（13）職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（当該通院等が対外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

第14条第3項中「第16号」を「第17号」に改め、同条第4項中「第15号」を「第16号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「第15号」を「第16号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第66号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町道仏土地区画整理組合が解散したことに伴い、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年宮代町条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の127.5」」を「「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」」に、「「100分の167.5」」を、「「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5」」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」」を「「100分の120」」に、「「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5」」を「「100分の162.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第68号

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する
条例について

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（令和2年宮代町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書及び第6条ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第69号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
はらっパーク宮代	宮代町字金原295番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 日本環境マネジメント株式会社

団体の所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

はらっパーク宮代の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第70号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 鈴木誠治
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

新たに鈴木誠治氏を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第71号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 布 目 か よ 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現公平委員会の委員である布目かよ子氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 岡 野 裕 美 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに岡野裕美子氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 深 井 一 郎
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに深井一郎氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 川 田 美 千 代
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに川田美千代氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第75号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 島 村 重 昭
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の島村重昭氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第76号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 大 島 悟
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の大島悟氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 日 下 部 好 克
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の日下部好克氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 富 田 高 治
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の富田高治氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第79号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 岩 本 勝 正
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに岩本勝正氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第80号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 折 原 正 英
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の折原正英氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 8 1 号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 岡 村 宏 一
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の岡村宏一氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 8 2 号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 森 山 松 年
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の森山松年氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第83号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 齋 藤 幸 江
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の齋藤幸江氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第84号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 中 野 松 夫
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに中野松夫氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第85号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 福 澤 邦 夫
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに福澤邦夫氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第86号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 飯 塚 信 利
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の飯塚信利氏を引き続き委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第87号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 田 口 孝 雄
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現人権擁護委員である田口孝雄氏を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 88 号

令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

事業実績の確定による国県支出金の返還及び交通安全対策に係る経費等の追加並びに職員の給与改定等による減額に伴い、令和 3 年度宮代町一般会計予算から 5, 882 万 3, 000 円を減額し、総額を 114 億 1, 632 万 9, 000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第89号

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、令和3年度宮代町国民健康保険特別会計予算から41万1,000円を減額し、総額を36億3,399万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第90号

令和3年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び国庫補助金の交付等に伴い、令和3年度宮代町介護保険特別会計予算から92万8,000円を減額し、総額を33億4,273万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第91号

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に伴い、令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から20万1,000円を減額し、総額を5億5,494万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第92号

令和3年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、令和3年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算について、収益的支出を52万7,000円減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第93号

令和3年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、令和3年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算について、収益的支出を23万5,000円減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。